

議 事 録

会 議 名	令和元年 第12回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和元年12月25日(水)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町民センター 3階講義室		
出席委員	農業委員 会長：8番 磯川 浩 委員：1番 金子隆夫 2番 大久保泰明 4番 市川澄雄 5番 相田孝 6番 福岡喜輝 7番 三留豊正 農地利用最適化推進委員 南部地区 小島新弥 合計8名		
欠席委員	3番 中村基寛 北部地区 露木常夫 中部地区 相原善久		
農業委員会事務局	事務局長：勝又あおい 主幹：角田直幸 主査：広田智之 主任主事：小宮正道		
傍聴人			
議 事	日程 第1 非農地証明願について 日程 第2 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権設定の申し出について 日程 第3 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について 日程 第4 農地法第5条第1項第6号及び7号の規定による転用届出について		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、令和元年第12回定例総会を開会いたします。 農業委員出席委員は8名中7名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。 本日の議事録署名人に、5番と6番を指名します。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。 初めに、日程第1非農地証明願について、議案番号76号を上程いたします。 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号76号を朗読) (説明)当案件は、位置図にありますとおり倉見農業振興地域内にある農地1筆です。申請地は昭和46年以前から申請者の父が豚舎兼農業用物置を設置してしまい、申請者が相続した平成28年に取り壊したとのことです。農地法違反状態であることが分かり今回申請に至りました。なお、農地法に基づく立地基準は、市街化区域から住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公益施設若しくは公益的施設が連たんしていることから第3種農地となります。また、かなり以前から他の用途として使用されており農地としての実体がなく、復元することは困難と思われま。さらに、他の農地に影響はないと思われましたので、非農地証明交付がやむを得ないと思しました。</p> <p>会 長：続いて地区担当の私から、現地調査の結果並びに補足説明をいたします。</p> <p>会 長：先日現地調査をしました。申請地は住宅に囲まれており砂利で覆われている状態でした。復元は困難であり、他の農地に影響もありませんので問題ないと思います。</p> <p>会 長：以上でございます。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号76号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>		

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号76号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。

続いて議案番号77号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号77号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり小動農業振興地域内にある農地1筆です。申請地は昭和45年頃から申請者の義父が庭敷地として利用していましたが、農地転用がされておらず違反であることが分かり申請に至りました。なお、農地法に基づく立地基準は、前面道路にガス管、上水道管が埋設してあり、かつ500m以内に街区公園、学校が存することから第3種農地となります。また、かなり以前から他の用途として使用されており農地としての実体がなく、復元することは困難と思われます。さらに、他の農地に影響はないと思われましたので、非農地証明交付がやむを得ないとしました。

会 長：続いて地区担当の4番から、現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

4番：先日現地調査に行ってきました。申請地は小動神社西側の道路沿いで地目は畑です。昭和24年から庭敷地でトイレと豚舎がありましたが、昭和46年に家の建て替えをしてから庭敷地として使用していました。復元は困難であり、他の農地に影響はありませんので問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号77号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号77号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。

続いて議案番号78号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号78号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり田端農業振興地域内にある農地1筆です。申請地は昭和40年頃から申請者の父が牛舎として使用しており、平成元年頃から貸家として現在に至っています。農地転用されていない建物であることを知ったため申請となりました。なお、農地法に基づく立地基準は、前面道路にガス管、上水道管が埋設してあり、かつ500m以内に街区公園、病院が存することから第3種農地となります。また、かなり以前から他の用途として使用されており農地としての実体がなく、復元することは困難と思われます。さらに、他の農地に影響はないと思われましたので、非農地証明交付がやむを得ないとしました。

会 長：続いて地区担当の5番から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

5番：先日現地調査を行いました。昭和40年頃から牛舎でしたが、現在貸家になっています。隣の農地は申請者の農地で、他の農地の影響はありません。問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長: よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号78号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長: 総員挙手

会 長: では総員挙手ですので、議案番号78号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。

続いて、日程第2、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について、議案番号79号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局: (議案番号79号を朗読)

(説明) 当該地は一之宮農業振興地域内農用地の2筆で現況は畑です。当該地につきましては、平成28年から利用権設定され、2回目の更新です。期間については、3年間でございます。

会 長: 続いて、地区担当農業委員である3番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、南部地区農地利用最適化推進委員から農地の利用集積の観点から調査の結果並びに補足説明をお願いします。本日は3番が欠席のため、南部地区農地利用最適化推進委員から併せて説明をお願いします。

南部地区農地利用最適化推進委員: 先日現地調査をしました。借り手は、かなり以前から野菜を丁寧に作っています。遊休農地課の恐れはありません。

会 長: ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長: よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号79号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長: 総員挙手

会 長: では総員挙手ですので、議案番号79号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。

続いて、議案番号80号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局: (議案番号80号を朗読)

(説明) 当該地は一之宮農業振興地域内農用地の1筆で現況は田です。当該地につきましては、平成28年から利用権設定され、2回目の更新です。期間については、3年間でございます。

会 長: 続いて、地区担当農業委員である3番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、南部地区農地利用最適化推進委員から農地の利用集積の観点から調査の結果並びに補足説明をお願いします。本日は3番が欠席のため、南部地区農地利用最適化推進委員から併せて説明をお願いします。

南部地区農地利用最適化推進委員: 先日現地調査をしました。借り手は実績がありますので、利用集積の観点からも必要だと思えます。

会 長: ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長: よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号80号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長: 総員挙手

	<p>会 長：では総員挙手ですので、議案番号80号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。</p> <p>続いて、議案番号81号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号81号を朗読)</p> <p>(説明)当該地は田端地内の農業振興地域内の3筆で現況は畑です。期間については3年間で借り手はトラクター、種まき機、消毒器、野菜洗浄機等を保有しています。</p> <p>会 長：続いて、5番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、南部地区農地利用最適化推進委員から農地の利用集積の観点から調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>5 番：先日現地調査をしました。借り手は所有者の弟で何年も兄の土地を耕作しています。トラクター等も所有しており問題ありません。</p> <p>会 長：続いて、南部地区農地利用最適化推進委員をお願いします。</p> <p>南部地区農地利用最適化推進委員：先日現地調査をしました。借り手は実績がありますので、遊休農地化を防ぐためにも必要だと思います。</p> <p>会 長：ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>8 番：今まで兄の農地を耕作していて、現時点で利用権設定の申し出があったのはどうしてでしょうか。</p> <p>5 番：兄の本家は農業の後継ぎがおりませんので、遊休農地化を防ぐためにも利用関係を明確にする必要があると聞いています。</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号81号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>事務局長：総員挙手</p> <p>会 長：では総員挙手ですので、議案番号81号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。</p> <p>次に日程第3、農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について報告番号105号から108号の4件、日程第4、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について、報告番号109号から116号の8件、以上、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：農地法第4条第1項第8の規定による転用届出については、議案書のとおり4件。農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出については、議案書のとおり8件、それぞれ届出がありました。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。</p> <p>会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたことといたします。</p> <p>最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。</p> <p>(特になし)</p> <p>会 長：では、以上をもって、令和元年第12回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 令和元年第12回定例総会議案及び位置図

議事録署名人

相田 孝

議事録署名人

福岡 喜輝

本議事録は、令和2年1月27日、承認・署名を得て確定しました。